

対象	名称	内容 ※詳細及び最新情報は各問合せ先へご確認ください	申し込み・問合せ先	備考
緊急事態宣言により影響を受けた	緊急事態措置協力支援金	<p>大企業1日あたり 最大20万円 中小企業1日あたり 2.5万円～ 7.5万円 または 1店舗ごとに 最大20万円</p> <p><b>要請期間：8/27（金）～9/12（日）</b> ※遅くとも8/30(月)から協力する必要があります。</p> <p>2021年8月に北海道に発令された緊急事態宣言に伴い、営業時間の短縮等の要請に協力した飲食店等に対して、1日あたりの売上高に応じて支援金が支給されます。 <b>申請受付期限：令和3年11月30日（火）当日消印有効</b></p>	<p>北海道</p> <p>●コールセンター ☎ 011-350-7377 受付時間 8：45～17：30</p>	※申請受付期限が延長されました（令和3年10月20日更新）
	緊急事態措置協力支援金	<p>大企業1日あたり 最大20万円 中小企業1日あたり 2.5万円～ 7.5万円 または 1店舗ごとに 最大20万円</p> <p><b>要請期間：9/13（月）～9/30（木）</b> ※全ての期間において要請に応じる必要があります。</p> <p>2021年9月に北海道に発令された緊急事態宣言に伴い、営業時間の短縮等の要請に協力した飲食店等に対して、1日あたりの売上高に応じて支援金が支給されます。 <b>申請受付期限：令和3年11月30日（火）当日消印有効</b></p>	<p>●ホームページ <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/inshokutenshien/top.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/inshokutenshien/top.htm</a></p>	※新たな支援制度が創設されました（令和3年9月30日更新）
支 援 金 ・ 助 成 金	月次支援金	<p>中小法人等 上限20万円/月 個人事業者等 上限10万円/月</p> <p>2021年4月以降の緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受け、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち措置の影響を受けて月間売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等に支給されます。 <b>※国の月次支援金は、「道特別支援金A」との併給が可能ですが、「道特別支援金B・C」との併給は不可です。</b> <b>※休業・時短営業の要請に伴う協力金の支給対象となっている事業者は給付対象外です。</b></p>	<p>経済産業省</p> <p>●コールセンター ☎ 0120-211-240 ●IP電話専用回線 ☎ 03-6629-0479 ●ホームページ <a href="https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html">https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html</a></p>	※制度の内容を更新しました。（令和3年10月11日更新）
	国の月次支援金・緊急事態措置協力支援金の対象とならなかった	<p>中小法人等 20万円 個人事業者等 10万円</p> <p>8月以降、緊急事態措置に伴う道の要請などによる休業・時短等の協力支援金や、国の月次支援金の対象とならない方々（前年または前々年同月比30～50%未満減少）を対象に給付されます。 <b>※国の月次支援金を受給された方は申請できません。</b> <b>※緊急事態措置協力支援金の対象となる方は申請できません。</b></p>	<p>北海道</p> <p>●コールセンター ☎ 011-351-4101 ●ホームページ <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/cksk/tokubetsushienkin/01top.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/cksk/tokubetsushienkin/01top.htm</a></p>	※新たな支援制度が創設されました（令和3年10月11日）
道の時短営業・外出自粛要請により影響を受けた	道特別支援金B	<p>中小法人等 10万円 個人事業者等 5万円</p> <p>4月以降、まん延防止等重点措置や緊急事態措置に伴う道の要請などによる休業・時短等の協力支援金や、国の月次支援金の対象とならない方々（前年または前々年同月比30～50%未満減少）を対象に給付されます。 <b>※国の月次支援金を受給された方は申請できません。</b> <b>※緊急事態措置協力支援金の対象となる方は申請できません。</b></p>	<p>北海道</p> <p>●コールセンター ☎ 011-351-4101 ●ホームページ <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/cksk/tokubetsushienkin/01top.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/cksk/tokubetsushienkin/01top.htm</a></p>	※制度の内容を更新しました（令和3年6月25日更新）
	道特別支援金A	<p>法人 最大20万円 個人事業主 最大10万円</p> <p>札幌市内飲食店の時短営業や道内の往来・外出自粛の影響を受け、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者に支給されます。 <b>※一時支援金を受給された方は申請できません。</b></p>		
緊急事態措置協力支援金（8月～9月分及び9月分）または道特別支援金Cを受給した	事業継続応援支援金	<p>緊急事態措置協力支援金受給事業者 1店舗につき 10万円 道特別支援金C受給事業者 法人 20万円 個人事業主 10万円</p> <p>北海道の「緊急事態措置協力支援金」（8月～9月分及び9月分）または「道特別支援金C」を受給した事業者を対象に釧路市が上乗せで支援金を支給します。 <b>申請受付期間：2022年3月4日（金）まで</b> <b>※「緊急事態措置協力支援金」または「道特別支援金C」の入金を確認した後に申請してください。</b></p>	<p>釧路市</p> <p>●産業振興部商業労政課 ☎ 0154-31-4611 受付時間8:50～17:20(土日祝除く)</p> <p>●ホームページ <a href="https://www.city.kushiro.lg.jp/sangyou/b_shien/shougyou/shoutengai/page00035.html">https://www.city.kushiro.lg.jp/sangyou/b_shien/shougyou/shoutengai/page00035.html</a></p>	※制度の内容を更新しました（令和3年10月29日更新）
感染防止対策の強化・ポストコロナを見据えた取り組みを行いたい	宿泊事業者感染防止対策等支援金	<p>補助率 3/4以内 最大 750万円</p> <p>感染防止対策強化の取り組みやポストコロナを見据えた前向きな取り組みを行う宿泊事業者に支給されます。 <b>募集締切：12月24日（金）※先着順、予算がなくなり次第終了</b></p>	<p>北海道</p> <p>●コールセンター ☎ 011-522-8795 ●ホームページ <a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kkd/R3syukuhakushien.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kkd/R3syukuhakushien.html</a></p>	※追加募集が始まりました（令和3年10月29日更新）
従業員に休業してもらった	雇用調整助成金	<p>日額最大 15,000円</p> <p>一時休業等により労働者の雇用維持を図った場合、休業手当等の一部を助成します。 <b>※特例対象期間：2021年11月末までの休業。</b></p>	<p>厚生労働省</p> <p>●ハローワークくしろ ☎ 0154-41-1201（43#） ●ホームページ <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html</a></p>	※特例対象期間が延長されました（令和3年9月30日更新）

対象	名称	内容 ※詳細及び最新情報は各問合せ先へご確認ください	申し込み・問合せ先	備考
融資・貸付	日本政策金融公庫 特別貸付	無利子融資 当初3年間実質無利子・無担保の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」などがあります。	日本政策金融公庫 ●事業資金相談ダイヤル 平日：☎ 0120-154-505 土曜：☎ 0120-112-476（国民事業） ☎ 0120-327-790（中小事業） ●ホームページ <a href="https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid_19_m.html">https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid_19_m.html</a>	
	商工中金 危機対応融資		商工中金 ●釧路営業所 ☎ 0154-42-0671 ●ホームページ <a href="https://www.shokochukin.co.jp/disaster/corona.html">https://www.shokochukin.co.jp/disaster/corona.html</a>	
	新型コロナウイルス感染症 経営環境変化対応貸付 【認定企業】 （伴走型支援）	保証料率 補助 新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている中小企業者等の皆様の経営の安定を図るため、一定の要件（売上減少▲15%以上等）を満たした中小企業者等が金融機関による継続的な伴走支援を受けることなどを条件に、信用保証料の事業者負担を大幅に引き下げる事業資金を用途とした融資です。	北海道 ●釧路総合振興局商工労働観光課 ☎ 0154-43-9182 ●ホームページ <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/ninteikigyokorona-yuushi2.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/ninteikigyokorona-yuushi2.htm</a>	※新たな融資メニューが追加されました。（令和3年6月17日追加）
猶予	社会保険料等が 払えない	保険料等の納付猶予 厚生年金保険料、労働保険料等の納付の猶予が適用できる場合があります。	厚生労働省 ●厚生年金：釧路年金事務所厚生年金徴収課 ☎ 0154-22-0116 ●労働保険：北海道労働局 ☎ 011-776-6099	
	水道料金等の 支払いが厳しい	上下水道料金等の 支払い猶予 一時的に水道料金・下水道使用料の支払いに困難をきたしているお客様に関し、支払いを猶予します。また、下水道事業受益者負担金についても猶予制度が適用となる場合があります。	釧路市 ●上下水道部サービス課 ☎0154-43-2162	
補助金	感染予防対策用品等 を購入したい	飲食店感染防止対策 支援補助金 補助率 9/10以内 補助上限額 20万円 新型コロナウイルス感染症拡大防止への対策が求められる飲食店において、アクリル板やビニルシートの購入など、事業者が取り組む感染防止対策に要する経費（2021年（令和3年）2月16日から12月31日までに購入した経費）を補助します。	釧路市 ●産業振興部商業労政課 ☎0154-31-4548	※対象となる経費が追加されました。（令和3年7月19日追加）
	感染予防対策用品等 を購入したい	飲食事業者等感染 防止対策補助金 補助率 3/4以内 補助上限額 7.5万円 新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、飲食店や小売店など対面でサービスを提供する事業者の皆さまが、感染防止対策の強化のために購入した備品等について支援します。 申請受付期間：7月30日～12月17日 ※消印有効 ※補助金の申請にはeラーニングを受講する必要があります。	北海道 ●コールセンター ☎ 011-330-8299 受付時間 8：45～17：30（土日祝除く） ●ホームページ <a href="https://elearning.hokkaido.jp/">https://elearning.hokkaido.jp/</a>	※申請受付期間を更新しました。（令和3年10月20日更新）
	コロナ禍に対応した 事業展開に取り組む たい	小規模事業者 持続化支援補助金 ネット販売やテレビ会議の導入といった事業継続の取組みについて、国の令和2年度「小規模事業者持続化補助金<コロナ特別対応型>」の対象経費の一部を上乗せで補助します。	釧路市 ●産業振興部産業推進室 ☎0154-31-4550	※補助メニューを追加しました。（令和3年6月29日追加）
	コロナ禍に対応した 業種・業態の転換等 に取り組むたい	事業再構築補助金 最大 6000万円 新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援します。 第4回公募の応募は、12月21日18:00まで。 採択発表は2022年2月中下旬の予定です。	経済産業省 ●コールセンター ☎ 0570-012-088（ナビダイヤル） ●IP電話専用回線 ☎ 03-4216-4080 受付時間 9：00～18：00（土日除く） ●ホームページ <a href="https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyosai/saikoutiku/index.html">https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyosai/saikoutiku/index.html</a>	※公募期間を更新しました（令和3年10月29日更新）
	感染拡大防止と 事業継続を 両立させたい	小規模事業者 持続化補助金 （低感染リスク型 ビジネス枠） 最大 100万円 本規模事業者が経営計画及び補助事業計画を作成して取り組む、感染拡大防止のための対人接触機会の減少と事業継続を両立させるポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等に関する取組を支援します。 第4回公募の応募は、11月10日17:00まで。	経済産業省 ●コールセンター ☎ 03-6731-9325 受付時間 9：30～17：30（土日祝除く） ●ホームページ <a href="https://www.jizokuka-post-corona.jp/">https://www.jizokuka-post-corona.jp/</a>	※公募期間を更新しました（令和3年9月16日更新）